

令和7年第26回(12月) 上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和7年12月1日(月)午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 2401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第116号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第117号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第118号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第119号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第120号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第121号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
- 4 協議事項
 - 協議1 新潟県知事選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について
- 5 報告事項
 - 報告1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の執行に係る意見・改善点等について
 - 報告2 令和7年第5回(12月)上越市議会定例会の準備状況について
 - 報告3 専決処分した内容について
- 6 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和6年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

「一票の 種を植えて 咲く未来」 上越総合技術高等学校3年 吉田 愛美 さん

議案第 116 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 7 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 7 年 11 月 1 日 から 令和 7 年 11 月 30 日 までの間の	死亡者数 A	118	113	231
	転出者数 B	140	91	231
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		258	204	462

議案第 117 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 7 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 7 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	74,759	77,966	152,725
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	372	255	627
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	701	596	1,297
今回定時登録における新規登録者数 F	216	181	397
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	74,646	77,806	152,452

議案第 118 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 7 年 12 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	152,452 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,050 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	25,409 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	50,818 人

(12 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 119 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 7 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 7 年 9 月 1 日 から 令和 7 年 11 月 30 日 までの間の	死亡者数 A	336 (0)	338 (0)	674 (0)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	362 (2)	260 (2)	622 (4)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G	698 (2)	598 (2)	1,296 (4)	

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 120 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 7 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 7 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	74,892 (133)	78,374 (408)	153,266 (541)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	698 (2)	598 (2)	1,296 (4)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	583 (0)	436 (0)	1,019 (0)
令和 7 年 12 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	74,777 (131)	78,212 (406)	152,989 (537)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 121 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 7 年 12 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 1 | 投票資格者名簿登録者数 | 152,989 人 |
| 2 | 投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数 | 3,060 人 |
| 3 | 投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数 | 38,248 人 |

(12 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

協議 1 新潟県知事選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について

令和 8 年 6 月 9 日任期満了に伴う新潟県知事選挙における違反ポスターについて、次のとおり対応してよいか協議する。

1 選挙事務所への注意喚起

- ・警察からの情報は、直ちに候補者の事務所等へ当該箇所を F A X 等で連絡する。
- ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
- ・広報車による活動過程等において発見した場合は、随時注意喚起する。

2 撤去命令の通知等

違反の疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を発出するとともに、県選挙管理委員会への報告及び地元警察署への通報を行う。

報告 1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の執行に係る意見・改善点等について

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の執行に係る意見・改善点等と、その対応について、別紙 1 のとおり取りまとめたので報告する。

報告 2 令和 7 年第 5 回（12 月）上越市議会定例会の準備状況について

標記定例会で審議予定の関係案件について、次のとおり報告する。

1 報告案件 … 別紙 2

- ・専決処分について（令和 7 年度上越市一般会計補正予算（専第 3 号））

報告 3 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
100	令和7年11月20日	令和7年第26回（12月）上越市選挙管理委員会 定例会の開催について